

福岡県特産工芸品等指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡県で製造される郷土色豊かで、かつ、一定の伝統性を有すると認められる工芸品又は民芸品（以下「工芸品等」という。）を特産工芸品又は特産民芸品（以下「特産工芸品等」という。）として指定することにより、県民生活に豊かさと潤いを与える伝統工芸産業への興味を喚起するとともに、福岡県産業の発展に資することを目的とする。

(特産工芸品等の指定)

第2条 知事は、工芸品等であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを特産工芸品等として指定するものとする。

- (1) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- (2) 最終完成品であること。
- (3) 製造過程の主要部分が手工業的であること。
- (4) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (5) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- (6) 福岡県内で製造されるものであること。
- (7) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項による経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品でないこと。

(指定の申請)

第3条 工芸品等を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会又は個人若しくは企業等（以下「組合等」という。）であつて、前条の規定による指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特産工芸品等指定申請書（様式第1号）により知事に申請しなければならない。

(指定の基準等)

第4条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、別表に定める基準に基づき審査し、適当と認めるときは、特産工芸品等として次の各号に掲げる項目を定めて指定するものとする。

- (1) 特産工芸品等の名称
 - (2) 特産工芸品等の製造に係る伝統的な技術又は技法
 - (3) 伝統的に使用されてきた原材料
 - (4) 特産工芸品等の製造される地域
- 2 知事は、第2条の規定による指定に当たり必要と認めるときは、有識者又は関係市町村長の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、申請書を受領した日から60日以内に、申請者に対し、指定又は不指定の通知をするものとする。
- 4 知事は、特産工芸品等の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(指定の表示)

第5条 組合等は、工芸品等が知事の指定を受けた工芸品等であることを表示することができる。

(指定の変更又は解除)

第6条 組合等は、第4条第1項の規定による指定項目に変更が生じたとき又は第2条第1号から第6号までに該当しなくなったときは、特産工芸品等指定変更申請書(様式第2号)又は特産工芸品等指定解除申請書(様式第3号)により指定の変更又は解除を知事に申請しなければならない。

2 知事は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、指定の変更又は指定の解除をすることができる。

3 第4条の規定は、前2項の変更又は解除について準用する。

(伝統的工芸品の指定解除)

第7条 知事は、指定した特産工芸品等が伝統的工芸品として法第2条第1項の規定による経済産業大臣の指定を受けたときは、特産工芸品等の指定を解除するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成16年4月12日から施行する。

(福岡県特産工芸品等振興対策要綱の廃止)

第2条 福岡県特産工芸品等振興対策要綱(昭和53年7月1日施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

2 この要綱の施行前に旧要綱第2条第1項の規定によりした特産工芸品等の指定は、第2条の規定によりした特産工芸品等の指定とみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

要件	基準
主として日常生活の用に供されるものであること	日常生活の中で使用する用具であることを意味し、祭礼や愛玩といった精神的活動に作用する用具も含まれる。
最終完成品であること	最終消費者の手に渡る状態に仕上がっていること。流通取引上、二次加工業者に引き継がれる仕組みであれば対象外とする。
製造過程の主要部分が手工業的であること	<p>「製造過程の主要部分」とは、製品を製造する工程のうち、製品の品質、形態、デザイン等のいわゆる製品の持ち味に大きな影響を与える部分をいう。</p> <p>「手工業的」とは、手作業が中心であることをいい、補助的な道具を用いることを妨げるものではない。持ち味に影響を与えない補助的な工程の機械化を妨げるものではないが、主要工程においては手作業が中心となることが必要である。</p>
伝統的な技術又は技法により製造されるものであること	<p>「伝統的」とは、当該民・工芸品を製造する技術又は技法が50年以上の歴史を有し、今日まで継続していることが客観的資料等により証明できることをいう。技術又は技法が時代に応じてある程度変化していることはやむを得ないものと認めるが、基本的な技術若しくは技法、又は主要工程における技術若しくは技法が大きな変化をしている場合は、伝統的な技術又は技法として認められない。</p>
伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること	<p>「主たる原材料」とは、陶器における陶土、織物における糸のように、当該民・工芸品の品質、持ち味を維持するために必要不可欠な原材料のことをいう。</p> <p>「伝統的」とは主たる原材料が原則として継続して50年以上使用されていることをいう。木材の樹種間の転換のように品質、持ち味等に影響を与えない範囲での同種の原材料への変化は、継続性があるものと認める。</p>
福岡県内で製造されるものであること	市町村を地域として指定する。やむを得ない事情により同一生活圏内で製造される地域を変更する場合は、継続して製造されているものと認める。

様式第1号（第3条関係）

特産工芸品等指定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者住所
申請者名
(法人である場合、代表者の氏名) (自署又は記名押印)

下記の工芸品等を特産工芸品等として指定されるよう、福岡県特産工芸品等指定要綱第3条の規定に基づき申請します。

記

- 1 申請に係る工芸品等の概要
 - (1) 工芸品等の名称
 - (2) 工芸品又は民芸品の別
 - (3) 用途及び由来
 - (4) 製造工程
 - (5) 製造技術又は技法
 - (6) 使用されている原材料
 - (7) 製造されている地域並びに製造業者数及び従業者数
 - (8) 特産工芸品等に該当する部分の過去3年間の売上高
- 2 「伝統的」と認められる箇所、特徴等
- 3 「特産工芸品等」と認められる箇所、特徴等

記載要領

- 1 「工艺品等の名称」には、通常当該工艺品等を識別するために用いられている名称を記入する。したがって、単に陶磁器、漆器、織布、反物、木製品あるいは綿織物といった表示ではなく、〇〇焼、〇〇織、〇〇人形のように他との識別可能な表示を用いること。
- 2 「用途及び由来」には、日常生活に根差した当該工艺品等の主たる用途を歴史や由来等を織り交ぜながら端的に記載すること。なお、製品の種類が多種に及ぶ場合には、主たるものだけでよい。
- 3 「製造工程」には、原材料から製品となる間の工程図及び各工程における作業内容（持ち味）等を記載する。当該記入欄だけでは収まりきれない場合は、写真等を交えた別紙形式にて体系的な資料とすること。この場合、使用する道具又は機械名、手作業であるか機械作業であるかの別、伝統的技術又は技法使用の有無及び製品の品質等に大きな影響と与える工程であるか否かの別を記載すること。
- 4 「製造技術又は技法」には、技術又は技法の具体的内容（持ち味）、当該技術又は技法確立の年代及び確立後における技術又は技法の変化（進化）した推移等を記載すること。
- 5 「使用されている原材料」には、使用する原材料名を記載するとともに、主原材料、副原材料の別及び伝統的原材料であるか否かの別を併せて記載すること。
このうち、当該工艺品等の品質及び持ち味等に影響がある原材料については、木材、陶土、生糸といった一般的な名称を用いず、桧、桐、〇〇産陶土といった具体的な名称を用いること。
- 6 「製造される地域並びに製造業者数及び従事者数」には、市町村ごとにそれぞれの地域における製造業者数及び常時従事者数を記載すること。
- 7 申請者が法人である場合、当該法人の定款及び当該申請について議決をした総会又は総代会の議事録の写しを添付すること。

様式第2号（第6条関係）

特産工芸品等指定変更申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者住所
申請者名
(法人である場合、代表者の氏名) (自署又は記名押印)

次の特産工芸品等の指定内容を下記のとおり変更されるよう、福岡県特産工芸品等指定要綱第6条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 特産工芸品等の名称及び指定年月日
- 2 変更する箇所、内容
- 3 変更する理由
- 4 変更がもたらす影響、評価

記載要領

- 1 製造工程、製造技術又は技法、使用されている原材料に変更が生じる場合には、変更前後の差異が明確化されるよう記載すること。
- 2 申請者が法人である場合、当該法人の定款及び当該申請について議決をした総会又は総代会の議事録の写しを添付すること。

様式第3号（第6条関係）

特産工芸品等指定解除申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者住所
申請者名
（法人である場合、代表者の氏名）（自署又は記名押印）

次の特産工芸品等の指定を下記の理由により解除されるよう、福岡県特産工芸品等指定要綱第6条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 特産工芸品等の名称及び指定年月日
- 2 指定解除の理由